必要添付書類の注意事項

※保護地区内開発行為届と開発事業同意申請書の必要添付書類は、開発行為の内容を把握するために必要な書類です。正・副、あわせて２部提出すること。

※図面上で地名・施設名称などを明示する場合は誤記等のないよう確認すること。

※図面等はカラー印刷（カラーコピー可）で分かり易いものを添付すること。

※開発事業同意申請書の必要添付書類である(1)、(3)～(8)の資料は、開発概要を公表する際、窓口で閲覧図書としても使用します。

※上記項目にないものでも説明・内容把握に必要なものは添付すること。